

2021 年は「福祉防災元年」高齢者、障がい者を、どう守る？

災害対策基本法改正(5月20日発効)の原点

副会長 江尻 哲二

災害時、最も犠牲になっているのは、どの大災害時にも高齢者と障害のある方。また、発災時だけでなく、災害関連死の殆どが60歳以上です。

いつ起きてもおかしくない地震と気候変動の状況下、豪雨の懸念もあり、喫緊の課題となっています。

5月20日、改正災害対策基本法が施行され、避難行動要援護者(横浜市は災害時要援護者)の個別避難計画の作成が市区町村の努力義務化となり、また福祉避難所のガイドラインも見直しされました。

1. 避難行動要援護者(横浜市は災害時要援護者)の個別避難計画の作成が 市区町村の努力義務化に。

市区町村では、避難行動要支援者名簿」を作成していますが、「個別計画」制度が始まって15年ですが、殆ど作成されておらず、名簿があっても、命を守ることに繋がっていませんでした。

今年度、34市区町村、18都道府県が参加し、「個別避難計画」策定のモデル事業が実施されます。

2. 福祉避難所のガイドラインも見直し

(一般の避難所が難しい配慮者は、直接「福祉避難所」への道も)

福祉避難所は、一般の避難所では難しい災害時要配慮者の方を受け入れる避難所で、横浜市も二次避難所として数日経ってから開設され、直接行ってはいけない運用となっています。できるだけ事前に要配慮者と福祉避難所をマッチングさせ、直接避難できるように見直された。

3. 「災害は弱いものいじめ」⇒「誰一人取り残さない」社会へ

「個別避難計画」を作るには、福祉専門職が重要な役割に、そして当事者と地域の人々が繋がって行くことに。また、福祉避難所も、施設自体のBCP(事業継続計画)の3年以内の作成義務化に。

防災で命を守り、その後福祉サービスを、どのように継続するかの計画づくり

これまでは平時から、弱い立場の人たちが、災害が起きると、より厳しい状況に置かれることが繰り返されてきました。

SDGsの原則でもある「誰一人取り残さない」社会を目指して、一人ひとりが積極的に地域防災・地域福祉に関わることが求められています。

以上

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 <https://bit.ly/2UaRmEv>

人手・時間、法的位置づけ弱さ、避難行動支援は地域の人たち、近所付き合いが少なくなっている今の社会では難しい、個人情報の問題など…